

**不利益処分個別票**

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所感染症対策課 (6647-0656)
処分担当名	同上
処分の名称	障害年金の給付の額の改定
概要	予防接種法に基づき、定期又は臨時の予防接種を受けた者が、重い疾病や障害の状態となったり死亡した場合に、その疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものと厚生労働大臣が認定したときは、給付金を支給しています。給付金について、障害児養育年金、障害年金の支給を受けている者の障害の状態に変更があり、他の等級に該当することとなった場合は、新たに該当する等級に応ずる額を支給するものとし、従前の給付は行いません。
根拠法令等 及び条項	予防接種法施行令 第15条、第22条
処分基準	年金額変更請求書に基づき厚生労働省が認定するため、大阪市が処分基準を設定することはできません。
ホームページ	
備考	

**不利益処分個別票**

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所感染症対策課 (6647-0656)
処分担当名	同上
処分の名称	命令に従わない場合の給付差止め
概要	予防接種法に基づき、定期又は臨時の予防接種を受けた者が、重い疾病や障害の状態となったり死亡した場合に、その疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものと厚生労働大臣が認定したときは、給付金を支給しています。障害年金の支給に関し特に必要があると認めるときは、A類及びB類疾病の定期の予防接種に係る年金の給付を受けている者に対して、医師の診断を受けるべきことを命じ、必要な報告を求めることがあります。正当な理由がなくこの命令に従わず、又は報告をしないときは年金の支給を一時差止めることがあります。
根拠法令等 及び条項	予防接種法施行令 第16条、第23条
処分基準	年金額変更請求書に基づき厚生労働省が要否を認定するため、大阪市が処分基準を設定することはできません。
ホームページ	
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課 (06-6647-0654)
処分担当名	同上
処分の名称	指定小児慢性特定疾病指定医の指定の取消し
概要	児童福祉法施行規則の規定に基づき処分基準に該当する場合には、指定小児慢性特定疾病指定医の指定について取り消しを行います。
根拠法令等 及び条項	児童福祉法施行規則第7条の16 大阪市小児慢性特定疾病指定医の指定に係る事務取扱要領（大阪市保健所管理課に設置）
処分基準	指定医が診断書の作成に関し著しく不当な行為を行ったとき、その他指定医として著しく不適当と認められるとき。
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000286839.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000286839.html</a>
備考	

## 不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課 (06-6647-0923)
処分担当名	同上
処分の名称	指定難病指定医の指定の取消し
概要	処分基準に該当する場合、指定医の指定を取り消す
根拠法令等 及び条項	難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第20条第2項、第20条第3項
処分基準	1 指定医がその医師免許を取り消され、又は期間を定めて医業の停止を命ぜられたときは、その指定を取り消さなければならない。 2 指定医が法若しくは法に基づく命令に違反したとき又は指定難病の診断若しくは治療に関し著しく不当な行為を行ったときその他指定医として著しく不相当と認められるときは、その指定を取り消し、又は1年以内の期間を定めてその指定の効力を停止することができる。
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000428627.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000428627.html</a>
備考	